

釜石大槌地区行政事務組合
議 会 定 例 会 議 録

令和5年10月31日

釜石大槌地区行政事務組合議会

令和5年10月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会会議録

議事日程

令和5年10月31日(火) 定例会
午後2時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議長の報告
 - 第4 管理者の報告
 - 第5 議案第19号 釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
 - 第6 認定第1号 令和4年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算
-

出席議員(10人)

1番	菊池忠彦	君
2番	工藤聡一郎	君
3番	澤山美恵子	君
4番	井筒健太郎	君
5番	阿部三平	君
6番	佐藤憲弘	君
7番	東梅守	君
8番	野田忠幸	君
9番	芳賀潤	君
10番	細田孝子	君

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

管	理	者	野	田	武	則	君
副	管	者	平	野	公	三	君
監	査	員	佐	々	木	勝	君
参		与	平	松	福	壽	君

事	務	局	長	兼	総	務	課	長	関	末	広	君
消	防	本	部	消	防	長	佐	々	木	昌	貴	君
消	防	本	部	消	防	次	三	浦	浩	二	君	
消	防	本	部	消	防	課	菊	池		俊	君	
釜	石	消	防	署	長	駒	林	博	之	君		
大	槌	消	防	署	長	藤	原	秀	二	君		
会	計	管	理	者	三	浦		薫		君		

事務局職員出席者

総	務	課	主	幹	兼	課	長	補	佐	畠	山	拓	也
総	務	課	庶	務	係	長	土	橋	寛	子			
総	務	課	主	査			齋	藤	香	織			

午後 2 時会議を開く

○議長（細田 孝子君） 本日の出席議員は 10 人で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

欠席の届け出はありません。

只今から令和 5 年 10 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を開会いたします。

当組合議会は申合せによりクールビズを実施しております。

暑いと思われる方は、上着を脱いでも結構です。

なお、換気のため、審議時間が概ね 1 時間を超えるごとに、10 分程度の休憩を設けることといたします。

議場内でのマスクの着用は、個人の判断によるものといたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程により進めます。

○議長（細田 孝子君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 51 条の規定により、議長において、3 番澤山美恵子さん及び 4 番井筒健太郎さんを指名いたします。

○議長（細田 孝子君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日と決しました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 3、議長の報告であります。

管理者から、本定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 19 号及び認定第 1 号の 2 件が送付されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から令和 5 年 10 月 24 日付け、釜大行組監発第 15 号をもって、定期監査の結果についてが提出されております。

内容は、お手元の写しのとおりでありますので、ご覧願います。

次に、管理者から、令和 5 年 8 月 21 日付け、釜大行総発第 87 号をもって、令和 4 年度釜石大槌地区行政事務組合議会情報公開制度運用状況の報告についてが提出され、お手元に配布いたしましたので、ご覧願います。

以上で、議長の報告を終わります。

○議長（細田 孝子君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

管理者。

〔管理者野田武則君登壇〕

○管理者（野田 武則君） 令和 5 年 10 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会の開会にあたり令和 4 年度の主要な施策の取組みについて、ご報告を申し上げます。

まず、はじめに、私は平成 19 年の釜石市長就任以来、当事務組合の管理者として議員の皆様、

そして市民、町民の皆様のご指導、ご支援を賜りながら、組合業務に取り組んでまいりました。

釜石大槌地区は、高齢化の進展に加え県立釜石病院の診療体制の縮小や多様化・複雑化する災害への対応などから、救急・消防業務の重要性が高まっております。

し尿処理業務についても、人口減少が進み、搬入量が減少する中であって、これまで以上に効率的で持続的な取り組みが期待されるところであります。

それでは、令和4年度主要な取り組みについて、ご報告いたします。

はじめに、し尿処理業務についてでございますが、令和4年度のし尿等の搬入量は、釜石市では、前年度に比較し0.9%減の12,561キロリットルとなり、大槌町においても、前年度に比較し3.6%減の6,442キロリットルの合わせて19,003キロリットルとなり、全体では、前年度より1.8%、353キロリットル減少いたしました。

搬入量は、仮設住宅の解体撤去など復興事業の進展により、令和3年度には前年度比4,264キロリットルと大幅な減少となりましたが、令和4年度においては微減となっておりますように、今後も、人口減少や公共下水道事業の進展を背景に搬入量は減少傾向で推移するものと考えております。

汚泥再生処理センターは、施設設備の経年劣化に対応するため、昨年度から2か年で基幹的な設備の改良事業を実施しております。

基幹的設備改良事業については、令和4年度に着手し、機械設備の更新に向けた設計作業等を進め、今年度から設備の更新が本格化しております。

4月には仮設脱水機の設置に伴い既設脱水機の撤去を行っているほか、前処理設備の更新、配管の切り回しや各種ポンプ類の更新など順調に推移しております。

しかしながら、現在もインバータなど電装部品の調達に時間を要していることから、引き続き速やかな部品調達に努めるとともに、既存施設の定常運転にも配慮したうえで事業者と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、し尿汚泥肥料「咲土(さと)がえり」につきましては、令和4年度は76トンを生産し、管内の住民や団体等に対して87トンを配布しております。

一方、今年度は、肥料を生産する資源化設備の更新のため設備を撤去する必要があることから、4月24日以降の一般配布を一時休止しております。

なお、甲子川への放流水質や臭気、騒音、振動などの環境性能につきましては、いずれも定められた基準を下回るなど良好に推移しております。

次に、消防業務についてご報告いたします。

令和4年度の出場状況ですが、出場延べ人員は前年度と比較し928人多い9,935人となっております。

その内訳は、救急出場によるものが7,082人、火災出動が157人のほか予防査察915人、警防調査310人をはじめ、風水害、広報・指導、救助、特別警戒などとなっております。

火災件数につきましては、釜石市で8件、大槌町では2件の合わせて10件となり、前年度に比較して3件増加し、損害額は41,833千円となっております。

火災の種別としては、建物火災7件、車両火災1件、下草や立ち木を焼いたその他火災が2件で、主な出火原因といたしましては、放火やこんろのほか電柱からの火花、車両火災においてはエンジンルームからの出火によるものとなっております。

なお、建物火災において1名の死傷者が発生しております。

今後も火災発生抑制のため、火災予防業務に努めてまいります。

一方、救急業務につきましては、出場件数が前年度より103件多い2,377件で、その内訳は、釜石消防署が1,533件で34件の増加、大槌消防署が844件で69件の増加となっております。

件数増加の理由といたしましては、県立釜石病院の診療体制の縮小に伴い消防本部管轄外の医療機関への搬送が増加していることが一因と考えられます。

また、保健所からの要請により新型コロナウイルス感染症移送患者の搬送も僅かながら加わっております。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、本年5月8日、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更となりましたが、現在もコロナ感染が収束しない状況にあるため、引き続き職

員の感染防止対策を徹底し消防体制の維持に万全を期してまいります。

次に、昨年度の消防施設機器等強化拡充につきましては、住民の命を守ることに直結する救急自動車と高度救命処置用資機材の更新を行っております。

この度の更新では、新生児や妊産婦の救急搬送に備えるための分娩対応訓練人形を新たに導入しており、救急訓練において有効的に活用しながら希少な事案の熟練度を高め、妊産婦の搬送に万全を期すよう努めてまいります。

女性消防職員の積極的な採用の取組としては、大槌消防署内に女性用の待機室等を整備し環境の改善を図っております。

今後も消防施設機器等の計画的な更新を行い、消防力の維持向上に努めてまいります。

次に、いわて消防指令センターについては、令和4年4月1日に、いわて消防通信指令事務協議会を設置し、令和8年度の運用開始に向けた協議を進めております。

具体的には、盛岡地区広域消防組合盛岡中央消防署庁舎に、いわて消防指令センターを県内の10消防本部が共同で設置し、119番通報受信を含む消防指令業務の共同運用を行うものであります。

令和4年度から令和5年度の2か年で共同運用に必要となる設備や盛岡中央消防署の庁舎改修などに係る実施設計業務を行っており、令和6年度から本格的な整備が開始される見込みとなっております。

引き続き、関係機関との連携を密にしながら、令和8年4月からの共同運用開始を目指した取り組みを進めてまいります。

また、各種災害への対応については、今後、地震や津波、線状降水帯等による局地的な大雨による災害など複雑甚大化する自然災害の発生が懸念される一方で、環境変化により多様化する火災、救急、救助などの事案にも的確に対応しながら、消防の責務である住民の生命、身体及び財産を守るため、より一層、火災予防の啓発活動に取り組むとともに、多様な災害を想定した訓練に取り組むなど消防力の強化を図り消防機関としての役割を果たしてまいります。

なお、私は今任期限りで退任をいたしますが、引き続き当事務組合の業務について、皆さまのご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、これまでのお力添えに対しまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会には、火災予防条例の一部を改正する条例及び令和4年度決算の認定、あわせて2件について提出させていただいておりますが、よろしくご審議のうえご賛同を賜りますようお願いを申し上げ管理者報告といたします。

○議長（細田 孝子君） 以上で、管理者の報告を終わります。

○議長（細田 孝子君） 日程第5、議案第19号釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例及び日程第6、認定第1号令和4年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算の2件を一括議題といたします。

ただいま、一括議題に供しました議案及び認定につきましては、一括して当局の説明を求め審議は1件ごとにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいま、議題に供しました議案及び認定について、順次当局の説明を求めます。

○事務局長（関 末広君） 議長。

○議長（細田 孝子君） 事務局長。

〔事務局長関末広君登壇〕

○事務局長（関 末広君） 只今、議題に供されました議案第 19 号、釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例及び認定第 1 号、令和 4 年度釜石大槌地区行政事務組合 会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

議案書の 1 ページをご覧ください。

はじめに、議案第 19 号、釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され令和 5 年 5 月 31 日に公布されたことに伴い当該条例の一部を改正しようとするものです。

改正の主な内容は、畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設の追加のほか、蓄電池設備の取扱いの見直しなど火災予防上必要な措置の見直しを行おうとするもので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、その施行期日につきましては令和 6 年 1 月 1 日としようとするものです。

次に、認定第 1 号、釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

別冊となっております決算書の 4 ページ及び 5 ページをご覧ください。

令和 4 年度の最終予算額は 14 億 9,917 万 7 千円で、前年度より 1 億 9,509 万 8 千円の減となり、これに対する決算額は収入済額 14 億 2,790 万 7,351 円で、前年度より 2 億 5,804 万 4,258 円の減となっております。

6 ページ及び 7 ページをご覧ください。

支出済額は、前年度より 2 億 6,264 万 2,402 円減の 13 億 9,545 万 488 円で、その結果、歳入歳出差引額は、3,245 万 6,863 円となっております。

次に、歳入決算についてご説明をいたします。

10 ページから順次ご覧ください。

第 1 款分担金及び負担金は、はしご付消防ポンプ車の更新や汚泥再生処理センター建設に係る組合債の元利償還が終了した前年度に比較し 2 億 8,019 万円減の 13 億 7,612 万 8 千円となりました。

そのうち、総務費分担金は、組合議会の運営及び総務管理に要する経費に充てるもので 4,318 万 7 千円、衛生費分担金は、汚泥再生処理センターの維持管理及び運営に要する経費に充てるもので 1 億 9,985 万円、消防費分担金は、消防事務に要する経費に充てるもので 11 億 3,309 万 1 千円となりました。

第 2 款使用料及び手数料は、前年度比 37 万 4,465 円減の 474 万 314 円で、そのうち衛生手数料は、し尿投入手数料で、消防手数料は危険物施設の検査事務手数料となっております。

第 3 款国庫支出金は、汚泥再生処理センターの基幹的設備改良事業に係る予算を令和 5 年度に繰り越したことから収入はありませんでした。

第 5 款財産収入は、財政調整基金の預金利子で 2,233 円となっております。

12 ページ から 15 ページをご覧ください。

第 7 款繰入金は、財政調整基金からの繰入で 1,016 万 1 千円となっております。

第 8 款繰越金は、前年度比 1,307 万 9,967 円増の 2,785 万 8,719 円となりました。

第 9 款諸収入は、前年度比 140 万 5,703 円増の 901 万 7,085 円となりました。

第 10 款組合債についても基幹的設備改良事業に係る予算を令和 5 年度に繰り越したことから借り入れはありませんでした。

次に、歳出決算について、ご説明を申し上げます。

18 ページから順次ご覧ください。

第 1 款議会費は、前年度比 5 万 3,690 円増の 17 万 6,349 円で、支出の主な内容は議員報酬となっております。

第 2 款総務費は、財政調整基金への積立金の増加により前年度比 368 万 1,396 円増の 5,800 万 8,193 円で、支出の主な内容は職員給与費及び一般管理費などであります。

20 ページ及び 21 ページをご覧ください。

第 4 款衛生費は、前年度比 570 万 9,616 円減の 1 億 9,046 万 3,708 円で、そのうち処理場管理費が 36 万 3,739 円、汚泥再生処理センター管理運営に係る処理場維持費が 1 億 9,009 万 9,969 円となっております。

同じく、22 ページ以降の第 5 款消防費は、前年度比 1 億 7,342 万 4,574 円減の 11 億 2,084 万 678 円で、そのうち職員給与費や一般事務費、救急業務、警防業務、指令業務等の各業務事業費、そして車両管理費などの常備消防費が 10 億 5,159 万 9,898 円となっております。

30 ページ から 33 ページをご覧ください。

高規格救急自動車の更新や大槌消防庁舎女子更衣室改修工事などの消防施設費が 6,924 万 780 円となっております。

第 6 款公債費は、組合債の元利償還金で、前年度比 8,724 万 3,298 円減の 2,596 万 1,560 円となりました。

第 8 款予備費の支出はありませんでした。

35 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

実質収支額は、最初にご説明しましたとおり、歳入歳出差引額 3,245 万 7 千円のうち翌年度に繰り越すべき財源 590 万 2 千円を差し引いた 2,655 万 5 千円の黒字となりました。

37 ページ 及び 38 ページをご覧がいきます。財産に関する調書ですが、公有財産については、令和 4 年度中の増減はありませんでした。

物品につきましては、高規格救急自動車や少量危険物倉庫などの増減を計上しております。

財政調整基金につきましては、令和 4 年度において 1,751 万 6 千円の積み立てと 1,016 万 1 千円の取り崩しを行った結果、令和 4 年度末の現在高は 1 億 5,381 万 9 千円となっております。

また、主要な事業の実施結果は、別冊となっております主要な施策の成果に関する説明書を、さらに、監査委員の意見につきましては、釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算審査意見書をご参照願います。

この令和 4 年度決算は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 5、議案第 19 号釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 8 番、野田忠幸さん。

○8 番（野田 忠幸君） 条例改正なのですが、18 条の 2 の一番下 4 号、その「きょうたい」と読むのですか。雨水等の侵入防止の措置を講ずることとなっておりますが、急速充電設備の筐体というのはどの部分を指すのでしょうか。

分からなくて調べてみたのですが、ここで省略されている 2 号の方に、「その筐体」とあるんですね。ということは今まで 4 号には「その筐体」という言葉が無かったということなんですね。

その筐体と急速充電設備とはどう違うのか教えてください。

それで、省略していて分からなかったの、ホームページを見てみたんですね。ホームページの改正前の 18 条の 2 の文言と、ここに書かれている改正前の文言が若干違うんですね。どちらが本当なんでしょうか。

○議長（細田 孝子君） 消防長。

○消防長（佐々木 昌貴君） 只今の議員の質問にお答えします。

どちらが本当なんですかという部分なのですけども、現在見ていただいているこちらの改正前、改正後というものが正規なものになります。

○議長（細田 孝子君） 消防課長。

○消防課長（菊池 俊君） 急速充電設備の筐体についてお話したいと思います。

議員がおっしゃるとおり、筐体とは、雨水等の侵入防止措置が講じられたボックスのようなもので、従来の急速充電設備がそのまま置かれているものもありますし、キュービクル式のものもあると思いますが、両方含めて筐体に収められたものに対して、侵入防止の措置を講ずるという意味でございます。

○議長（細田 孝子君） 8番、野田忠幸さん。

○8番（野田 忠幸君） そうすると、3号はその筐体を堅固に床や壁に固定することにならないのですか。4号だけかその筐体と書かなければならないのですか。

それと、ここに書かれてあるのが本当だということは、ホームページ間違っているということですよ。訂正はどのようなのでしょうか。

○議長（細田 孝子君） 消防長。

○消防長（佐々木 昌貴君） 条例の方はまだホームページ上に反映されていないということで、至急の訂正をしたいと思います。

○消防長（佐々木 昌貴君） 大変失礼しました。3号の部分に筐体を入れなければならないという質問かと思いますが、省令に基づいてやっておりますので、この内容で進めさせていただきます。

○議長（細田 孝子君） 8番、野田忠幸さん。

○8番（野田 忠幸君） ホームページに反映されていないとのことですが、これはいつの改正が反映されていないのですか。前回の改正はいつですか。

○消防長（佐々木 昌貴君） 2月の改正が反映されていない内容になります。

○議長（細田 孝子君） 他にありますでしょうか。

以上で、質疑を終わります。

これより 議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（細田 孝子君） 日程第6、認定第1号令和4年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算を議題といたします。

お諮りいたします。

審議の方法は、歳入は一括審議とし、歳出は款ごとに御審議願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。
これより、歳入の審議に入ります。
歳入の質疑を許します。
- 議長（細田 孝子君） ございませんか。
- 議長（細田 孝子君） 以上をもって、歳入の審議を終わります。
- 議長（細田 孝子君） 次に、歳出の審議に入ります。
- 議長（細田 孝子君） 第1款、議会費の質疑を許します。
- 議長（細田 孝子君） 第1款、議会費の質疑を終わります。
- 議長（細田 孝子君） 第2款、総務費の質疑を許します。
- 議長（細田 孝子君） 第2款、総務費の質疑を終わります。
- 議長（細田 孝子君） 第4款、衛生費の質疑を許します。
- 議長（細田 孝子君） 第4款、衛生費の質疑を終わります。
- 議長（細田 孝子君） 第5款、消防費の質疑を許します。4番、伊筒健太郎さん。
- 4番（井筒 健太郎君） ご質問いたします。決算書の31ページ、説明書の11ページになります。高規格救急自動車の購入についてです。
高規格救急自動車と通常の救急車との違いを、まず始めに教えていただければと思います。
- 議長（細田 孝子君） 消防課長。
- 消防課長（菊池 俊君） はい、お答えいたします。高規格救急自動車と通常の救急車の違いということでよろしいですね。
平成3年に国内で救急救命士制度が導入されております。当消防本部では平成9年から高規格救急自動車の運用を開始しており、5台全ての救急車が高規格自動車となっております。
高規格自動車の大きな違いといいますと、まずは車両自体が大きくなっております。多くの資機材を積載できることと、隊員の活動スペースが広くなり、立位での作業も可能となっております。
また、資機材の中でも、特に高度救命資機材の積載が充実しており、それを使用する救急救命士の処置も徐々に拡大され、現在に至っております。
更にはベッド、いわゆるストレッチャーですけれども、車内に搬入・搬出する場合の走行時の揺れを抑える機能もあり、患者さんまたは患者さんのご家族の乗り心地の点でも数段良くなっておるといのが大きな違いでございます。以上です。
- 議長（細田 孝子君） 4番、井筒健太郎さん。

○4 番（井筒 健太郎君） はい、導入が5台全て高規格救急自動車ということですね。
もし、実際に通常の救急車と比較して救命率がどの程度上がっているのが、わかる範囲で教えていただければと思います。またそういった事例があれば教えていただければと思います。

○議長（細田 孝子君） 消防課長。

○消防課長（菊池 俊君） はい、救命率のご質問だと思います。救命率は確実に上がっております。高規格救急自動車及び高度資機材の導入により、心肺停止の患者さんが病院収容前に心拍を再開するケースが見られます。高度救命措置に合わせて、救急士が行う処置は多岐にわたりますが、それぞれの処置が救命率を上げていることは事実でございます。

ただし、病院収容後に生存率というのは数字として表れると思いますので、そこは病院の方の情報になりますので、しっかりとした救命率の数字は把握していない状況になります。

また糖尿病がある低血糖発作の患者さん等には救急救命士が血糖値測定とブドウ糖の投与を行い、劇的な症状の回復が見られることも、救命効果としての有効な処置の一つとなっております。以上です。

○議長（細田 孝子君） 4番、井筒健太郎さん。

○4 番（井筒 健太郎君） 釜石大槌地域の住民の命を守るという大変な仕事ですけども、高規格の救急自動車を活用しながら、引き続き頑張っていただきたいと思います。以上です。

○議長（細田 孝子君） 他にございませんか。1番菊池忠彦さん。

○1 番（菊池 忠彦君） 29 ページの車両管理費のところでお尋ねします。

まず、当事務組合が日々コスト削減などに取り組んでおられることに対し、率直に高く評価したいと思います。

その部分に関してお尋ねしますが、需用費が3年度の決算時と比較すると約300万円ほど上昇しております。その中で燃料費に至っては、81万円ほどの上昇が見て取れるわけでございます。

これは昨今の燃料高騰の影響が当然大きいでしょうけども、他に例えば近隣の大きい病院への緊急搬送の影響はどうなのか。

昨年も同じところで質問してるんですけども、今回視点を改めて、特に産婦人科の無い当地区からの、大船渡病院などへの緊急搬送は増加傾向にあるのか、これが燃料高騰にどれくらい響いているのか伺いたいと思います。

○議長（細田 孝子君） 消防課長。

○消防課長（菊池 俊君） はい、只今の議員さんの質問にお答えします。

燃料費は高騰によるものも考えられますが、議員がおっしゃるとおり、県立大船渡病院への搬送が令和元年の1.2%に比較しまして、令和4年は14%と凄い数字で多くなっています。

ただ、周産期医療それから分娩に関する搬送は、現在、釜石大槌地区の妊産婦の患者さんはほとんど県立大船渡病院若しくは宮古病院での診察を主に行っていますので、救急搬送としての数字は逆に減っている状況です。

それに合わせて、脳卒中を含めた脳疾患の患者さんも、県立釜石病院での診療が縮小しておりますので、脳疾患に関する県立大船渡病院への搬送が急増しているのも、燃料の数値として上がっている原因だと思います。

○議長（細田 孝子君） 1番、菊池忠彦さん。

○1 番（菊池 忠彦君） はい、妊産婦に関しての症例が減ってきているということは認識しま

した。

決算の内容とはずれるのですが、野田市長、平野町長ともに県立釜石病院の産婦人科の再開に向けて、県に対して強く要望しているのはわたくしも承知してるところでございます。

管轄外への緊急搬送がコストの上昇に繋がるのは明らかでございますので、人命とコストははかりにかけられないというところでございますが、間接的に様々な部分に影響を及ぼす観点からも、産婦人科の再開に向けた要望活動は継続して動いていただきたいと切に願うところです。

燃料費の他に消耗品費、修繕費もそれぞれ上昇しているわけですが、物価上昇の影響を受けてのことだとは思いますが、それに対してコスト削減に向けて特段の取り組みがあるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（細田 孝子君） 消防長。

○消防長（佐々木 昌貴君） 只今の議員のコスト削減に向けてということで、議員さんからは前段に、コスト削減に取り組んでいただいているという言葉をしていただきまして大変ありがとうございます。

先ほどの修繕料の高騰に関しては、議員さんのおっしゃるとおり物品の高騰が大きく影響しております。

コスト削減に対しては、当然ながら、一つ一つの物に対して大事に使うということを心がけておりますけれども、緊急車両だということをご理解いただきまして、コスト削減が度を過ぎまして安全を削ぐことはいたしたくないと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（細田 孝子君） 1番、菊池忠彦さん

○1番（菊池 忠彦君） 物品の高騰によるコストの上昇はいたしかたないという所はわたくしも了解してるところでありますけれども、昨年度は燃料費上昇に対し補正予算で対応し、今年度は当初予算で増額している。とはいえ国の支援というのは全くない状態であります。

国に対しても、今後燃料費を含む車両管理費の補助を強く要望していくべきと思うんですが、その辺何かご見解があれば伺いたいと思いますが。

○議長（細田 孝子君） 消防長。

○消防長（佐々木 昌貴君） はい、国の方の補助というのは現在ございませんので、こちらも同じ気持ちでありますので、機会を捉えて訴えたいと思います。

○議長（細田 孝子君） 8番、野田忠幸さん。

○8番（野田 忠幸君） はい、今の関連のことなのですが、遠くに搬送するという事は当然費用がかかるわけですが、県立病院でありますので、市民、町民が行くというのは分かりますが、一人の県民として県の方にも費用負担を求めて行ってもいいのではないかと思います、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（細田 孝子君） 事務局長。

○事務局長（関 末広君） 先ほどの消防長の答弁のとおり部分がありますが、今の野田議員さんからの質問に対しまして、組合のみならず、市当局、町当局と足並みを揃えることも必要だろうと思っておりますので、市、町の考えをお伺いしながら足並みを揃えた対応をしてまいりたいと思いません。

○議長（細田 孝子君） 他にありませんか。第5款、消防費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第6款、公債費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第6款、公債費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第8款、予備費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第8款、予備費の質疑を終わります。
以上で、歳出の審議を終わります。

○議長（細田 孝子君） これより認定第1号を採決いたします。
お諮りいたします。

令和4年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算を認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。
よって、本決算は認定されました。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、本日の会議を閉じ、令和5年10月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後2時45分閉会

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長 細田 孝子

議会議員 澤山 美恵子

議会議員 井筒 健太郎